

送配電等業務指針第94条第4号及び 第105条第1項第4号の考え方について

～契約申込み後の軽微な変更の典型例～

2019年4月1日
電力広域的運営推進機関

背景と経緯

2

- 系統連系希望者による地内送電系統の空おさえの実態を鑑み、再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会(第4回 H27.11.11開催)で系統接続に係る契約申込みのルール見直しの方向性が整理された。(次頁参照)
- 同委員会の最終報告書(平成28年2月5日)においても、未稼働案件を排除・防止するための制度改革を行うことの必要性が記された。
- これを受け、本機関の送配電等業務指針の変更(4月1日)で、以下の条文を規定したところ。(下記参照。2019年4月1日の送配電等業務指針変更による項番号変更を反映。)

送配電等業務指針

(送電系統の容量確保の取消し)

第94条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、前2条に基づき暫定的に確保した送電系統の容量の全部又は一部を取り消すことができる。

一～三(略)

四 発電設備等に関する契約申込みの内容を変更することにより、系統連系工事の内容を変更(但し、**軽微な変更は除く。**)する必要がある場合

五(略)

(連系承諾後に連系等を拒むことができる場合)

第105条 一般送配電事業者は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、連系等を拒むことができる。

一～三(略)

四 発電設備等に関する契約申込みの内容を変更することにより、系統連系工事の内容を変更(但し、**軽微な変更は除く。**)する必要がある場合

五(略)

(2) ローカル系統制約対応 ③接続申込ルールの見直し

- ① 地熱や風力等の比較的開発に長期間を要する再生可能エネルギーについては、計画中の案件であっても、太陽光などの比較的開発期間の短い電源と比較して、接続申込が遅れるため、電力系統への接続が困難となるケースが生じている。
- ② 地熱や風力等の電源については、現行のFIT認定取得前の接続申込を可能とするよう、今後運用を明確化し、接続申込の早期化を図ることとしてはどうか。なお、この取組は価格決定を前倒しするものではない。
- ③ 実施にあたっては、接続申込の早期化によって、運転開始に向けた取組を行わない事業者が送電容量を「空押さえ」することにつながらないように手当てする必要がある。

<接続申込ルールの見直しの方向性>

接続申込の時期	他電源との公平性の観点から、火力電源と同様のタイミングで接続申込できるものとするため、現行のFIT認定取得前であっても、事業化判断後、発電設備の仕様等が提出可能な時期※としてはどうか。
接続申込時の条件	<p>空押さえの抑制のため、以下のような場合には接続申込を無効とすることを申込の条件としてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備仕様や事業計画の変更等により接続工事の内容が見直しとなる場合 ・環境アセスの実施等により発電所建設に向けた事業の休止があった場合 ・契約申込みに対する回答を行うために必要となる情報を提供しない場合 ・連系承諾後に工事費負担金契約を速やかに締結しない場合 ・工事費負担金が支払われない場合 <p>当初から指針で規程</p>

※とりあえずの接続枠確保を目的とした接続申込の増加と接続申込から連系までの期間の長期化を助長することがないように適切なタイミングでの申込であることが必要

2015.11.11再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会

公表文書の目的

契約申込みの変更内容

大幅変更



軽微変更

重大な変更

系統増強工事の大幅な変更が発生
 ⇒再接続検討・再契約申込みが明らかに必要

案件毎に判断

接続検討の混雑状況や他の連系希望者(契約申込み済み)の存在によって、再接続検討・再契約申込みの要否が分かれる

典型的な軽微変更

系統増強工事の変更が軽微な場合
 ⇒再接続検討・再契約申込みは明らかに不要

今回の公表文書で統一する

1. 基本的な考え方

暫定的に確保した送電系統の容量の取消し等を行うか否かの判断は、送電系統の状況や同一系統への連系を希望する他の系統連系希望者の影響等を考慮の上、各供給区域の一般送配電事業者の責任において行うこととなるが、送電系統の容量の取り消し等によって、系統連系希望者の連系等の可能性を不当に排除しないよう留意する必要がある。

2. 「軽微な変更」の典型例

「軽微な変更」の該当性判断については、各一般送配電事業者において行うことになるが、系統連系希望者の連系等の可能性を不当に排除しないようにし、かつ、その判断が各一般送配電事業者の窓口によってばらつきが生じることを回避するため、以下において、「軽微な変更」の典型例を示す。

- ① 同一発電場所(区域)において、太陽光パネル、風車その他の発電設備等又は付帯設備の配置を変更する場合
- ② 接続先の送電系統及び受電電圧は変更せず、新設アクセス線の施設者を一般送配電事業者から系統連系希望者に変更する場合
- ③ 接続先の送電系統及び受電電圧は変更せず、同一発電場所において、受電点を変更する場合
- ④ 保護装置の型式、仕様を変更する場合(但し、系統保護に支障がない場合に限る)
- ⑤ 発電設備等又は付帯設備(太陽光パワーコンディショナーを含む。)のメーカー、仕様、型式等を変更した場合で、接続検討の結果に影響を及ぼさないことが明らかな場合

(参考)そもそも契約申込みに先立ち接続検討を求めている理由の整理

■ 接続検討の必要性の整理

- ✓ 接続検討の必要性については、以下のとおり、①系統連系希望者側のニーズ、②送配電事業者側のニーズ及び③他の系統連系希望者への配慮との3つの観点から整理することができる。

	接続検討を求める理由
① 系統連系希望者ニーズ	・契約申込みにあたって、事業性判断を行うために、概算工事費又は概算工期等を把握する(事業性判断)。
② 一般送配電事業者ニーズ	・系統連系希望者に対し、事業性判断を経た上で、契約申込みを求めることで、不要な契約申込みを回避する(不要な契約申込みの回避※)。 ・発電設備等の変更等に伴う送電系統に対する影響を把握する(系統状況の把握)。
③ 他の系統連系希望者への配慮	・系統連系希望者に対し、事業性判断を経た上で、契約申込みを求めることで、無意味な契約申込みを回避し、送電系統の空おさえを回避する(空おさへの回避)。

※ 契約申込みの前提となる技術検討にあつては、接続検討に比して、詳細な検討が必要となるため、契約申込件数が増加することは、一般送配電事業者の負担増となる可能性がある。

■ 本件整理の方向性

- ✓ 契約申込内容の変更は事業性判断後に系統連系希望者の都合で行われるもの。
⇒したがって、指針第94条第4号及び第105条第1項第4号の適用にあたっては、上記①のニーズを考慮する必要はない。
- ✓ 上記②一般送配電事業者のニーズ及び③他の系統連系希望者の利益への配慮を損なわない場合が「軽微な変更」と考えることが適当。

送配電等業務指針

(接続検討の申込み)

第79条 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合においては、契約申込みに先立ち、接続検討の申込みを行わなければならない。

一 発電設備等を新設又は増設する場合

二 発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更(更新を含み、以下、本条及び次条において「発電設備等の変更」という。)を行う場合。但し、次のア又はイに該当するときは除く。

ア 接続検討申込書の記載事項に変更が生じないとき

イ 次条に基づき、一般送配電事業者が接続検討を不要と判断したとき

三 発電設備等の運用の変更又は発電設備等の設置場所における需要の減少等に伴って送電系統への電力の流入量が増加する場合

四 既設の発電設備等が連系する送電系統の変更を希望する場合(但し、容量を確保すべき送電系統の変更を伴わない場合を除く。)

2 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、前項に掲げる場合以外においても、接続検討の申込みを行うことができる。

送配電等業務指針

(発電設備等に関する契約申込み)

第87条 1(略)

2 系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに、同号に掲げるとおり、発電設備等に関する契約申込みの取り下げ又は申込内容の変更を行わなければならない。

一 電気事業法、環境影響評価法その他の法令に基づく事業の廃止や事業計画の変更等に伴い連系等を希望する発電設備等の開発計画を中止した場合契約申込みの取り下げ

二 発電設備等の建設工程の変更、用地事情、法令、事業計画の変更等により、契約申込みの内容が変更となった場合 契約申込みの内容変更

(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)

第89条 前条第1項にかかわらず、一般送配電事業者は、第79条第1項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みを行うよう求めるものとする。

一 系統連系希望者が接続検討の申込みを行っていない場合(接続検討の申込みを行い、接続検討の回答を受領していない場合を含む。)

二 発電設備等に関する契約申込みの内容が接続検討の回答内容を反映していない場合

三 接続検討の回答後、他の系統連系希望者に対して送電系統の容量を確保したことによって送電系統の状況が変化した場合等、接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合

2 前項各号に掲げる場合においては、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、接続検討の申込みを求める理由を説明する。

3 第1項第2号及び第3号にかかわらず、一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの内容と接続検討の回答内容の差異又は接続検討の前提となる事実関係の変動が契約申込みに伴う技術検討の内容に影響を与えないことが明らかであると認める場合は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けることができる。